



新制度の公益法人の活動の状況等について調査・分析を行った結果を取りまとめた「平成25年公益法人に関する概況（移行期間の総括）」を公表しました。今回は、併せて5年間にわたる移行期間における公益法人に関する概況データを収録しています。（関連記事2、3ページ）

■市民公開講座 人工歯排列デモンストレーションの様子



※詳しくはp.5を御覧ください。

公益法人の活動紹介

38

## 目次

- P2・・・「平成25年公益法人に関する概況（移行期間の総括）」について
- P4・・・テーマ別セミナー「公益法人の役員等の役割と責任」（7/17開催）
- P5・・・公益法人の活動紹介「公益社団法人 日本歯科技工士会」
- P6・・・申請サポートに関する情報・その他お知らせ

## ■公益社団法人 日本歯科技工士会

人が健やかに暮らし、快適に過ごすために極めて大切な歯の健康。日本歯科技工士会は歯科医療と口腔保健の向上のための事業を展開しています。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数（注）
内閣府	社団	768	98	1,141
	財団	1,557	288	953
都道府県	社団	3,302	93	5,483
	財団	3,639	370	3,185
合計		9,266	849	10,762

（注）公益目的支出計画実施法人

（平成26年9月1日現在）

（訂正とお詫び）

8月号の都道府県の税額控除法人数に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたしました。

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



# 「平成25年公益法人に関する概況 (移行期間の総括)」について

■公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。そちらも合わせて御覧ください。  
[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/koeki/pictis\\_portal/common/portal.html](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html)

## はじめに

平成20年12月1日に施行された新公益法人制度は、平成25年11月30日をもって5年間にわたる従前の公益法人(以下「特例民法法人」)からの移行期間が満了しました。

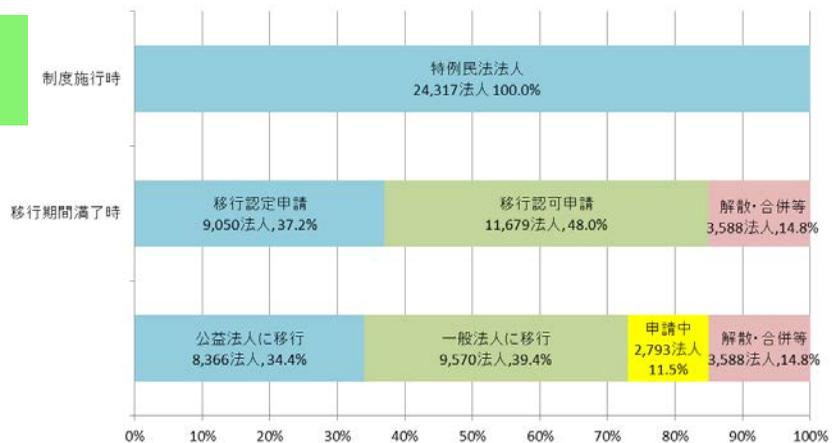
「平成25年公益法人に関する概況」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第57条の規定に基づき、新制度の公益法人(以下「公益法人」)の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行った結果を取りまとめたものです。また、今回は、併せて5年間にわたる移行期間における公益法人に関する概況データを収録しています。なお、公益法人の状況については、移行期間満了日の翌日(平成25年12月1日)時点の公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報を元に取りまとめています。

## トピックス

### 1. 「移行期間」の5年間に約9,000法人が新公益法人に移行

移行期間の5年間(平成20年12月～25年11月)に、特例民法法人(平成20年12月時点で24,317法人)のうち、9,050法人(37.2%)が新公益法人に、11,679法人(48.0%)が一般法人に移行申請を行いました。

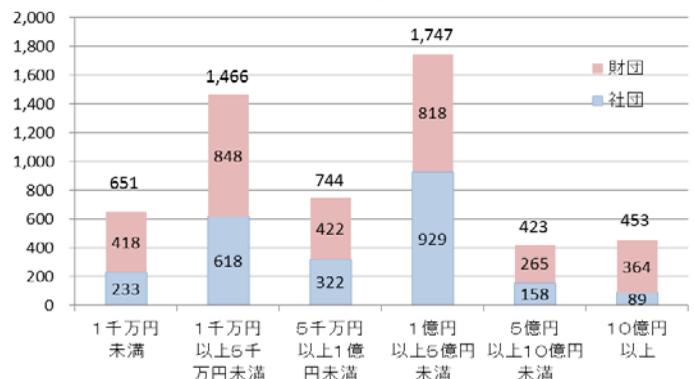
＜特例民法法人の移行申請の状況＞



### 2. 公益法人の公益支出総額は、都道府県第3位の財政規模に相当

公益法人の年間の公益目的事業費用(※)の総額は、2.59兆円(1年間の財務データの得られた5,484法人の集計)です。これを47都道府県の財政支出の規模と比較すると、1位東京都6.04兆円、2位大阪府2.75兆円に続き、第3位の北海道2.46兆円に匹敵します。

＜公益目的事業費用額の分布＞



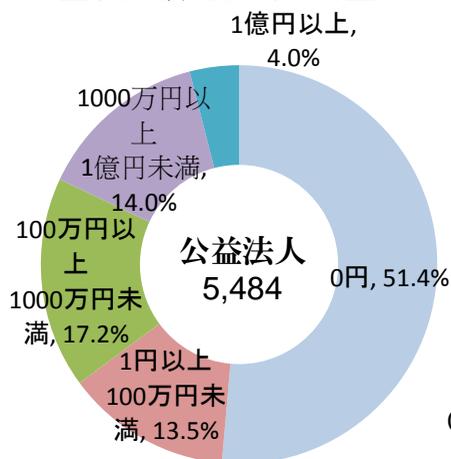
※ 公益法人が公益目的事業を実施するために支出した費用

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。



### 3. 公益法人への寄附は、日本の寄附金総額の15%

＜寄附金収入額規模別の公益法人の割合＞



日本の寄附金総額は、約1.4兆円(2012年)との推計(日本ファンドレイジング協会「寄付白書2013」等)があり、2013年度に公益法人が受け取った寄附金総額2,157億円はこの15%に相当します。

一方で、半数を超える公益法人において寄附金収入額がなく、寄附文化の醸成に向けて、まだまだ開拓の余地は大きいと言えます。

(注)過去1年間に提出された事業報告等(平成25年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

### 4. 税額控除制度導入により個人の寄附額は約3倍に

＜税額控除制度導入前後の寄附金収入額の増加率の比率＞

(法人当たり平均額・単位百万円)

平成23年度に税額控除制度が導入されたことにより、個人からの寄附金は、税額控除対象法人で一法人当たり約3倍(非税額控除対象法人は約2倍)、同じく寄附件数は、約3割増(非対象法人は約2割増)となっています。

	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均) A		税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均) B		増加状況 B/A	
	うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人	うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人	うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人
	寄附金 収入計	71.9	254.6	94.6	386.3	131.5%
うち個人	13.1	38.8	28.7	114.1	218.3%	294.3%
うち法人	53.5	163.6	64.9	262.6	121.1%	160.5%

＜税額控除制度導入前後の寄附金収入額の増加率の比率＞

(法人当たり平均額・単位百万円)



	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均) A		税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均) B		増加状況 B/A	
	うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人	うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人	うち 税額控除 対象法人	うち非 税額控除 対象法人
	個人寄附	56.6	324.8	71.2	420.1	25.8%
法人寄附	26.1	122.9	31.7	181.9	21.5%	48.0%

(注)上記2表中の「年度」は、会計年度による。

### 5. 公益法人の活動を支える「人口」は、延べ2,360万人

公益法人の活動を支える人口の規模は、延べ2,360万人(平成25年12月1日時点で公益認定を受けている計8,628法人の集計)です。これは、日本の15歳以上人口の21.3%(15歳以上人口推計1億1,091万人(平成25年10月1日現在))に当たり、多くの人々が公益活動に関わっていることがわかります。

### 6. 「移行期間」の業務処理を支えたシステム～電子申請率99.0%

公益法人制度改革は、民法制定以来110年ぶりの大改革であり、5年間の移行期間における申請件数は2万件を超えました。移行期間中の電子申請率は99.0%であり、情報システムの活用は、様々な申請書類を必要とする今回の大改革を裏から支えました。



# 平成26年度 公益認定申請・法人運営に関する 「テーマ別セミナーの」お知らせ



当事務局では、昨年度まで実施してきた「基礎的研修会」をリニューアルし、公益認定申請や法人運営における各種のテーマについて、当事務局職員や外部の講師をお招きしたセミナーを実施しています。

## テーマ別セミナー

Check!

### 平成26年度第4回セミナー「公益法人の役員等の役割と責任」(7月17日開催)

7月17日、「役員等の役割と責任」をテーマとして、新たに法人の理事、監事及び評議員に着任された方々を主な対象に、新公益法人制度において役員等が担う役割とその趣旨を説明するセミナーを開催し、約100法人から約140名の役員等の方々に御出席いただきました。

当日は、当委員会の両宮委員長代理より、「自律した法人運営」と題して、役員等の責務や機関運営等の法人ガバナンス等に関する講演を行った後、事務局職員より、役員等の役割と責任に係る制度と、会社法改正に伴う一般法人法改正の概要について説明しました。

なお、今回のセミナーは、大勢の方からのお申込みをいただきましたが、会場の都合により、一部御参加をお断りするかたちになってしまいました。今後、同内容のセミナーを再度実施する予定です。(本年11月～12月頃)

## 26年度における今後の開催予定

Check!



当事務局では、今後も1、2ヶ月に1回を目途に、セミナーを実施して参ります。

9月10日(水)に、当委員会の北地委員を講師として「**法人の財務管理**」をテーマとしたセミナーを実施するほか、10月15日(水)には、6月に実施した「**寄附集め入門セミナー**」と同様のセミナーを再度実施する予定です。

また、11～12月頃には、7月に実施した「**公益法人の役員等の役割と責任**」と同様のセミナーを再度実施する予定です。

そのほか、次事業年度の事業計画や予算等の作成に向けて、定期提出書類等をテーマとしたセミナーなども実施を検討しています。



具体的な開催日時やセミナーのテーマ等は、決まり次第、公益法人information及び「委員会だより」の裏面で御案内します。

# ～公益社団法人日本歯科技工士会～

内閣府認定



■創立50周年式典(東京都千代田区、2005年)

日本歯科技工士会は、国家資格を持つ歯科技工士による全国組織です。1955年の創立以来、関係行政や関係諸団体と連携し国民歯科医療と口腔保健の向上のための事業を展開しています。歯の健康維持は、人が健やかに暮らし、そして快適に過ごすために、極めて大切です。これからの高齢化社会において、歯と口腔の機能の維持を通して全身の健康を保つために、ことに歯科医療の果たすべき役割は大きなものがあります。

人の顔貌が異なるように、口腔内の歯の大きさや形、噛み合わせや咬合力は様々です。歯科技工士は、歯科医師の指示のもと、それぞれの患者さんに適した良質な歯科補てつ物等(義歯や冠、ブリッジ等)を作成し加工しています。

## ■活動内容

### ●歯科技工士生涯研修

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の歯科医療専門職には、日々進歩する歯科医療、歯科技工の最新技術の習得と、その恩恵を広く国民に提供することが求められます。日本歯科技工士会は、厚生労働省の後援を得て1986年に「歯科技工士生涯研修制度」を発足させました。歯科技工の基礎となる技術や歯科医療専門職として持つべき知識や教養、関係法令や経営管理、そして最先端技術を含めた多彩な研修プログラムを用意し、各地で年間約200講座を開催し、歯科技工士の資質向上に努め、その成果を国民に還元すべく事業を行っています。

### ●歯科技工士感染症予防

国民の皆さんが歯科医療に求める優先事項の第1に、「安心・安全」があります。日本歯科技工士会では2002年度より「感染症予防歯科技工士講習会」を、各都道府県で順次開催しています。口の中は、唾液や血液のある環境です。歯科技工の現場は、患者さんの歯や歯列、歯肉を再現するための印象体や石膏模型などから唾液や血液を介して、病原微生物が侵入する可能性があります。作業に際して、術者である歯科技工士と患者さん相互の感染(交差感染)を予防することは、歯科技工士の最優先の責務です。

### ●入れ歯感謝デー

日本歯科技工士会は、2005年に10月8日を「入れ歯感謝デー」に制定しました。「1⇒い、0⇒れ、8⇒ば」の音から「入れ歯」(いれば)です。入れ歯(義歯)等により、おいしく食べられる。楽しく会話ができる。その感謝の日としての記念日です。当会では、この日を中心に、国民の皆さんに歯科技工という職業を知っていただくとともに、歯科医療や口腔保健の重要性を知っていただくための情報発信事業として、「市民公開講座」を開催しています。また、当会が誕生した9月24日を、「歯科技工士記念日」と制定しました。



■感染症予防研修会(北海道帯広市、2013年)

感染症予防歯科技工士講習会



■入れ歯感謝デー 市民公開講座 (東京都墨田区、2013年)

■ホームページアドレス <http://www.nichigi.or.jp/index.html>



## 公益認定申請サポート・ 法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

### ■公益認定申請の 内閣府相談窓口■

#### ＜窓口相談＞（要事前申込）

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※10月の窓口相談は、9月5日（金）まで募集中です。

（電話）03-5403-9558

（FAX）03-5403-0231

（メール）sodan-juri@cao.go.jp

#### ＜電話相談＞

専門相談員による電話相談を実施しています。

（☎）03-5403-9669

（時間）平日10時～16時45分

### ■法人運営・公益認定申請 について、弁護士・会計士等に 相談したい法人■

#### ＜民間の専門家を活用した相談会＞

（要事前申込）

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。10月の開催日程は下記のとおりです。（詳細は公益法人informationを御覧ください。）

10月2日（木）広島自治会館（広島県広島市）

申込締切：9月25日（木）締切

10月22日（水）アーバンネット大手町ビル（東京都）

申込締切：10月10日（金）

### ■その他のサポート■

#### ＜業態別説明会への講師派遣＞（要事前申込）

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

（電話）03-5403-9558

（FAX）03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

### ■テーマ別セミナーの開催■ （要事前申込）

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

- ・ 9月10日（水）「法人の財務管理」
- ・ 10月15日（水）  
「寄附集め入門セミナー」

（電話）03-5403-9558

（FAX）03-5403-0231

（メール）sodan-juri@cao.go.jp



### 募集！ ホームページ及び委員会だよりで 活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在は、70法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合わせ先  
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9533・9524



e-mail : koueki-info@cao.go.jp